

第五次多賀城市子ども読書活動推進計画（案）

**令和7年11月
多賀城市**

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 子どもの読書活動を推進する意義.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 子どもの読書活動の状況.....	2
1 子どもの読書活動の推進の取組経過.....	2
2 子どもの読書活動の現状.....	3
3 子どもの読書活動に係る環境の変化.....	7
第3章 基本方針.....	9
1 対象者.....	9
2 目指す姿.....	9
3 成果指標と目標値.....	9
4 基本的方策.....	9
第4章 具体的な取組.....	10
1 家庭における読書活動の推奨.....	10
2 健康診査や児童福祉施設等における読書活動の推進.....	10
3 学校における読書活動の推進.....	10
4 学校図書館における読書活動の推進.....	11
5 市立図書館における読書活動の推進.....	11
6 子どもの読書環境の充実.....	11
(参考資料)	
第四次計画期間における取組.....	13
1 未就学児及びその保護者に対する読書推進の取組.....	13
2 児童館及び子育てサポートセンターでの読書推進の取組.....	14
3 小中学校での読書推進の取組.....	15
4 学校図書館における読書推進の取組.....	15
3 市立図書館における読書推進の取組.....	16
子どもの読書活動の推進に関する法律.....	18

第 1 章 計画の策定に当たって

1 子どもの読書活動を推進する意義

読書は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を積極的に推進するため、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）が公布・施行されています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構が令和3年3月に公表した「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告」においては、「子どもの頃の読書量が多い人は、そうでない人よりも意識・非認知能力や認知機能が高い傾向がある。」という結果が示されており、小さい頃の読書活動が非常に大切であることが分かります。

本市では、このような結果を参考としながら、子どもの読書意欲が向上するよう、積極的に子どもの読書のための環境の整備を推進しています。

2 計画の位置付け

本計画は、第六次多賀城市総合計画及び第三次教育振興基本計画の分野別計画とし、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画として策定するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 子どもの読書活動の状況

1 子どもの読書活動の推進の取組経過

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国においては「子ども（子供）の読書活動の推進に関する基本的な計画」が、宮城県においては「みやぎ子ども（子供）読書活動推進計画」が策定されており、本市ではこれらの法律や計画を受けて策定した「多賀城市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書のための環境の整備を進めてきました。

年月	国	県	市	事項
H13. 12	国			「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
H14. 8	国			「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H16. 3		県		「みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
H17. 7	国			「文字・活字文化振興法」施行
H18. 2			市	「多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
H19. 4			市	市立図書館からの学校司書の派遣（天真小、城南小）
H20. 3	国			「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H20. 4			市	市立図書館からの学校司書の派遣（山王小）
H20. 6	国			「図書館法」改正（図書館奉仕の留意事項として家庭教育の向上に資することが追加）
H21. 4		県		「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
			市	市立図書館からの学校司書の派遣（多賀城東小）
H22. 4			市	市立図書館からの学校司書の派遣（多賀城小、多賀城八幡小）
H23. 7			市	「第二次多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
H24. 4			市	小学校の学校図書館と図書館のオンライン化
H25. 5	国			「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H26. 3		県		「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
H27. 4	国			「学校図書館法」改正（学校司書の配置、学校司書の資質向上を図るための研修等の実施の努力義務化）
H28. 3			市	多賀城市立図書館の新築移転及び指定管理者制度の導入 読書通帳の配布の開始
				「第三次多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
H28. 4			市	市立図書館からの学校司書の派遣（中学校4校）
H28. 7			市	中学校の学校図書館と図書館のオンライン化
H30. 4	国			「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H31. 4		県		「第四次みやぎ子供読書活動推進計画」策定
R 1. 6	国			「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
R 3. 3			市	「第四次多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
R 4. 4			市	ブックスタート事業開始
R 5. 3	国			「第五次子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」策定
R 6. 4		県		「第五次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定

2 子どもの読書活動の現状

(1) 子どもの不読率（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）

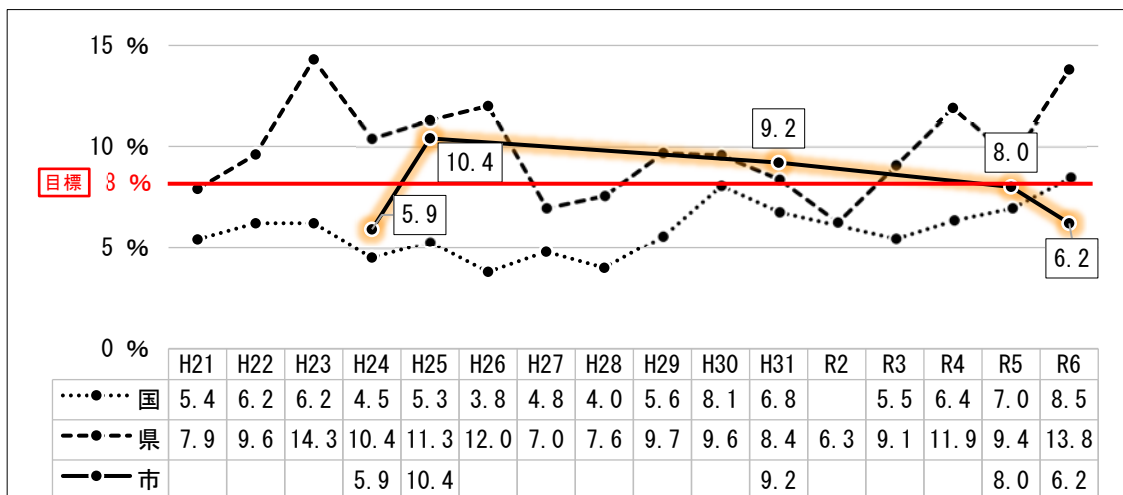
ア 全国、宮城県、宮城県の状況

子どもの不読率について、小学生では全国及び宮城県平均ともに増加傾向にあります。中学生では宮城県平均が令和4年度の22.0％をピークに減少傾向に転じましたが、全国平均は増加と減少を繰り返し、平成21年度以降で令和6年度の23.4％が不読率の最高値となりました。

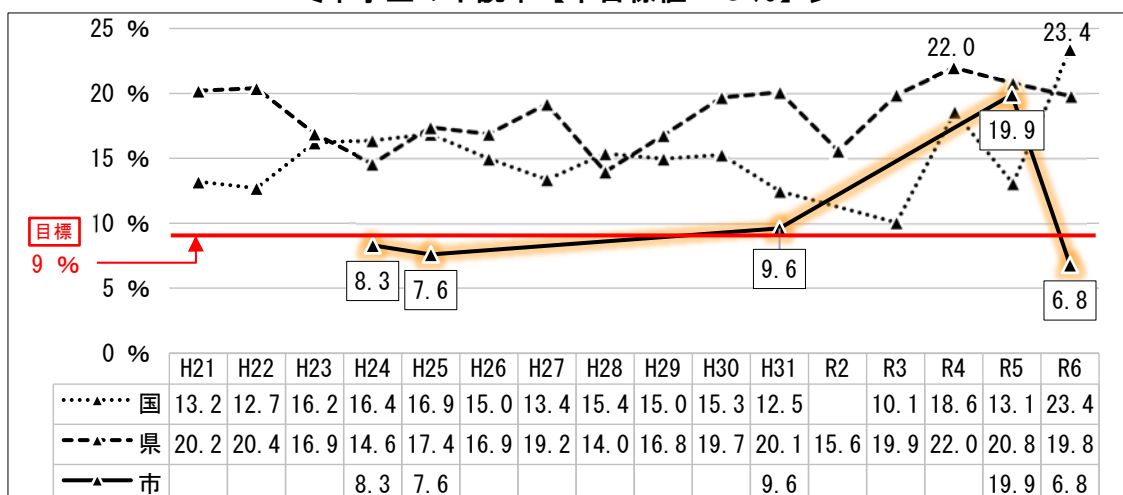
イ 本市の状況

本市の小学生では、平成31年度は全国及び宮城県平均よりも不読率が高い状況となりましたが、令和5年度に宮城県平均を下回り、令和6年度は全国及び宮城県の平均を下回りました。中学生は、令和5年度に全国平均よりも不読率が高くなりましたが、令和6年度は全国及び宮城県平均よりも良い（低い）値となっています。

〔小学生の不読率【市目標値：8％】〕



〔中学生の不読率【市目標値：9％】〕



※ 国の値は公益社団法人全国学校図書館協議会「学校読書調査」、県の値は宮城県「子供読書活動に関するアンケート調査」から。

※ 市及び国の値は調査月1ヶ月間の読書冊数を「0冊」と回答した割合、県の値は調査月1ヶ月間に「本を読んでいない」と回答した割合から算出。

※ 小学生の対象学年は、国は4～6年生、県は3～6年生、市は2～6年生。中学生の対象学年はいずれの調査も1～3年生。以下のグラフで同じ。

(2) 子どもの1か月当たりの読書冊数

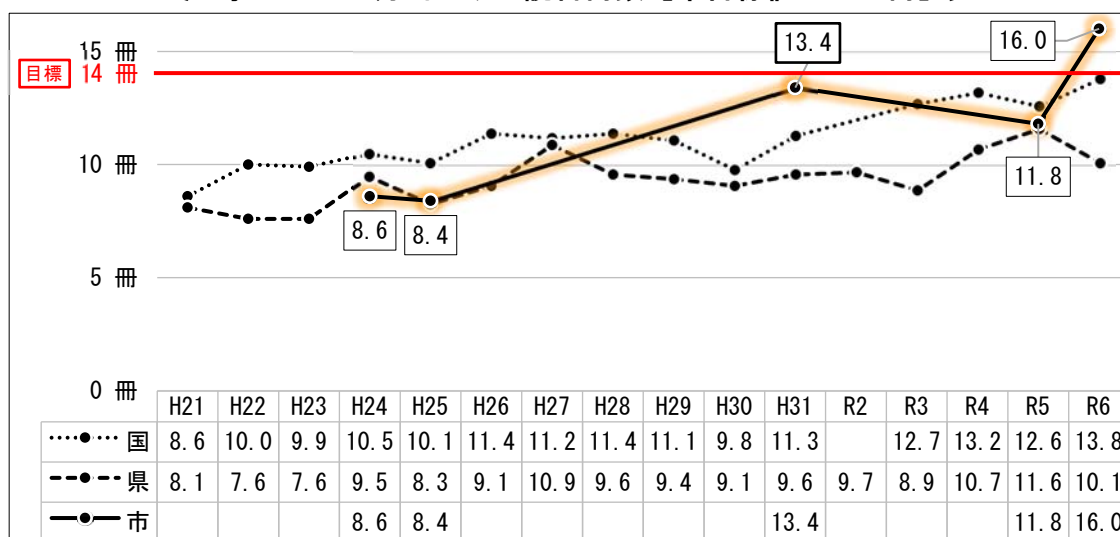
ア 全国、宮城県の状態

子どもの1か月当たりの読書冊数は、小学生では、全国平均は年々増加傾向にあり、令和6年度は過去最高値となりました。宮城県平均は増加と減少を繰り返しながらもゆるやかな増加傾向にあります。中学生は、全国及び宮城県平均ともに増加と減少を繰り返しながらも、全国平均はゆるやかな増加傾向で推移し、宮城県平均は横ばいの状態です。

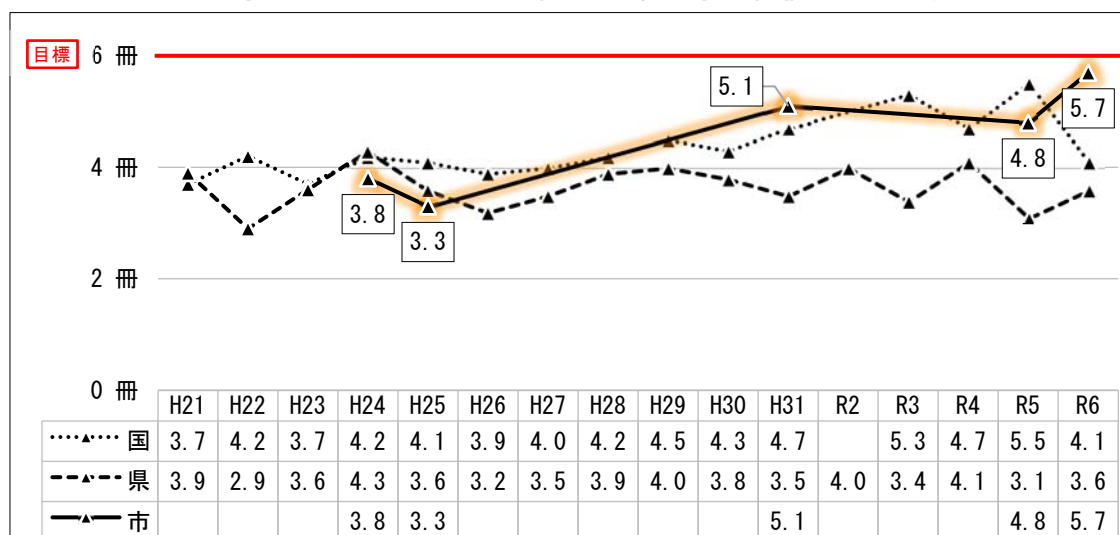
イ 本市の状況

本市については、小学生・中学生共に、令和5年度は全国平均を下回っていましたが、令和6年度はそれぞれ上回り、第四次計画において、小学生の目標値としていた14冊を達成しました。

〔小学生の1か月当たりの読書冊数【市目標値：14冊】〕



〔中学生の1か月当たりの読書冊数【市目標値：6冊】〕



(3) 学校図書館の一人当たり年間貸出冊数

ア 宮城県の状態

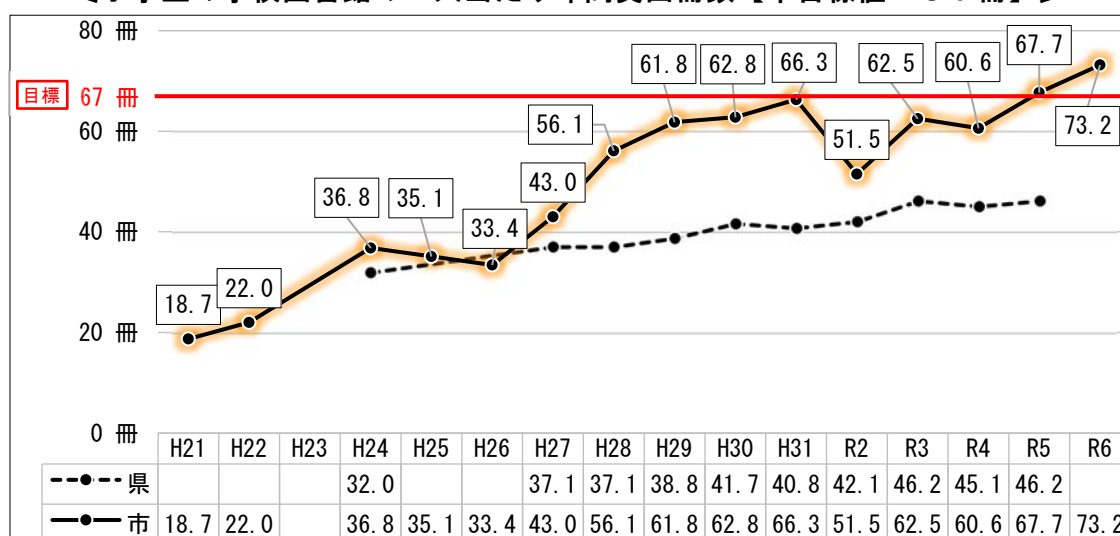
→宮城県の令和6年度調査結果公表後反映予定

イ 本市の状態

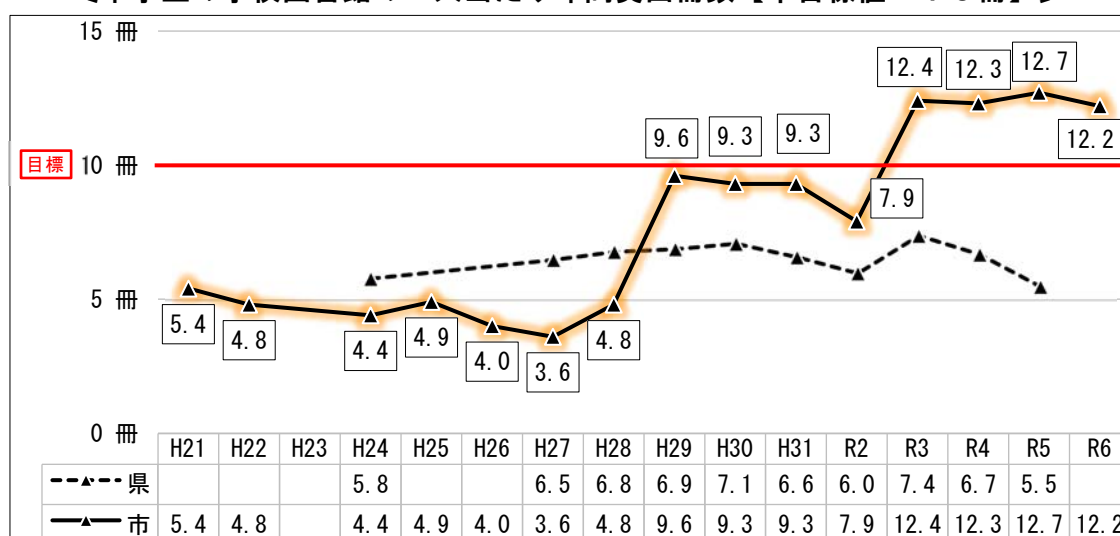
本市については、第四次計画策定時と比較して小学生・中学生共に増加しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で図書館利用が制限された学校が多く、令和2年度に大きく減少しましたが、翌年度以降徐々に復調し、小学生については令和6年度に平成21年度以降で最も多い73.2冊となりました。中学生については令和3年度に大きく冊数が増え、以降目標を超える数値を横ばいに推移しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外での活動が大きく制限されたため、その時間で読書に取り組む児童生徒が増えたことが推測されます。

〔小学生の学校図書館の一人当たり年間貸出冊数【市目標値：67冊】〕



〔中学生の学校図書館の一人当たり年間貸出冊数【市目標値：10冊】〕



(4) 本市の子どもの読書活動の状況

(1)から(3)までの本市の子どもの読書活動の状況をまとめると次のようになります。

指標		第四次計画 目標値	現状値（令和6年度）		
			市	県	国
不読率	小学生	8%	○ 6.1%	13.8%	8.5%
	中学生	9%	○ 6.8%	19.8%	23.4%
1か月当たり の読書冊数	小学生	14冊	○ 16.0冊	10.1冊	13.8冊
	中学生	6冊	× 5.7冊	3.6冊	4.1冊
学校図書館の 年間貸出冊数	小学生	67冊	○ 73.2冊	県調査結果 公表後更新	—
	中学生	10冊	○ 12.2冊		—

不読率、学校図書館の一人当たり年間貸出冊数の両方について、第四次計画に掲げた目標値を達成しています。

また、中学生の1か月当たりの読書冊数が目標未達成でしたが、数値としては全国平均・宮城県平均よりも良い状況にあります。

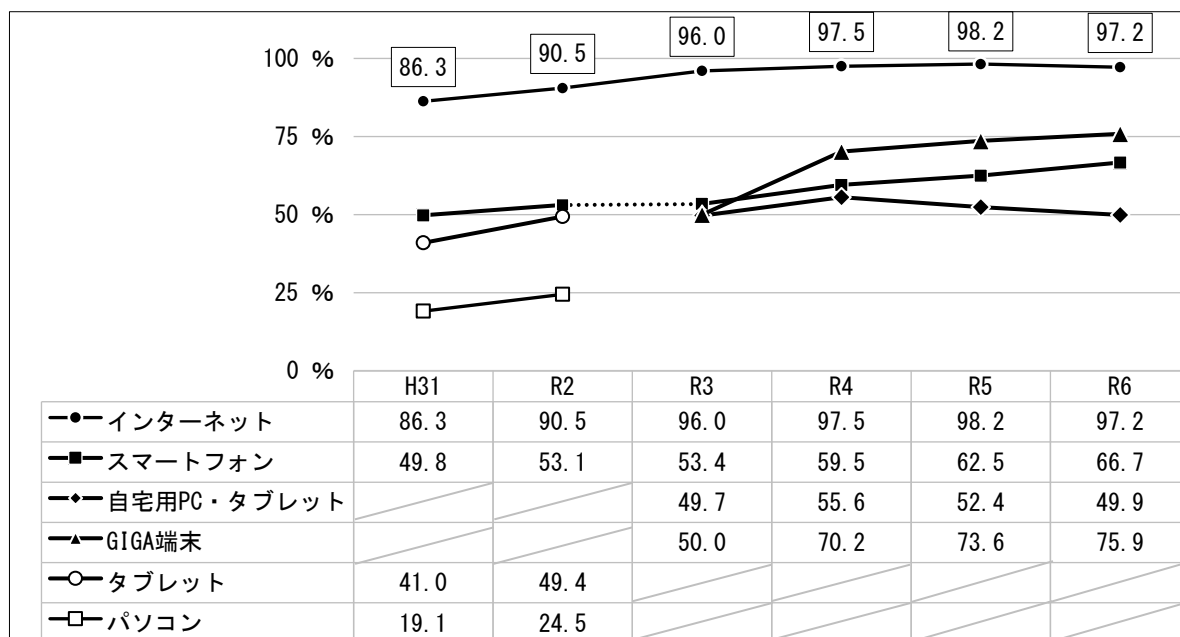
3 子どもの読書活動に係る環境の変化

(1) 子どものインターネット利用機会の増加

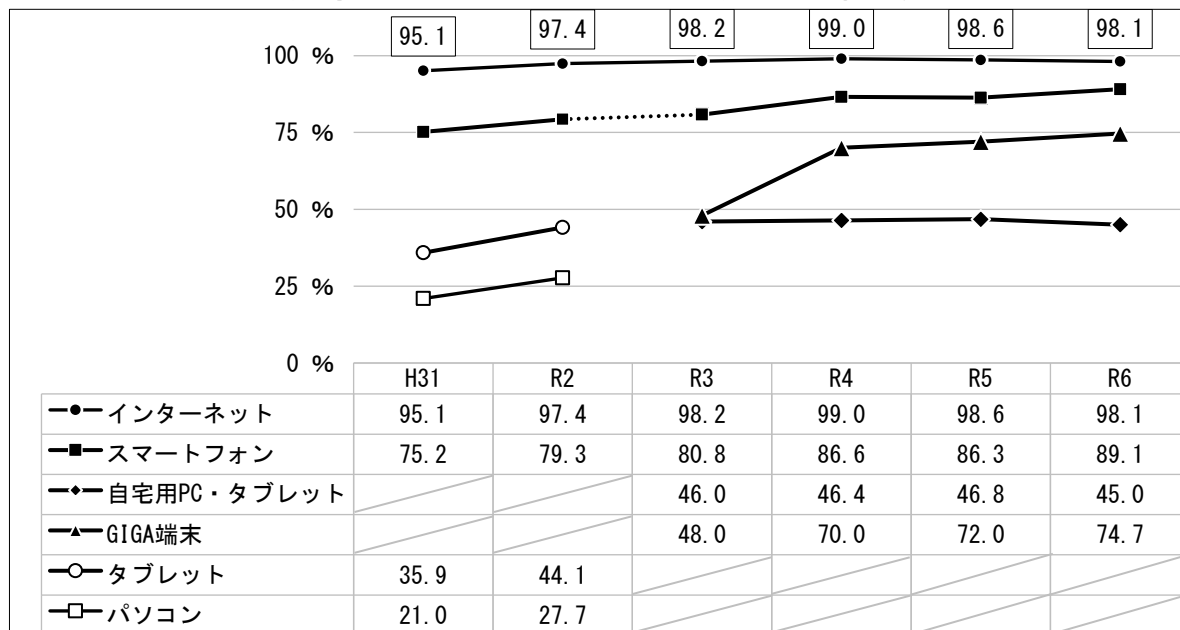
子どもを取り巻く環境の大きな変化として、スマートフォンやパソコンをはじめとする情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）のめざましい進展と普及が挙げられます。

文部科学省が令和元年12月に打ち出した「GIGAスクール構想」（GIGA：Global and Innovation Gateway for All）によって小中学校に学習用端末が整備され、自宅にパソコンやタブレットなどの端末がなくても、多くの小中学生がインターネットを利用する環境の構築が進んでいます。

〔小学生（10歳以上）のインターネット等の利用率（全国）〕



〔中学生のインターネット等の利用率（全国）〕



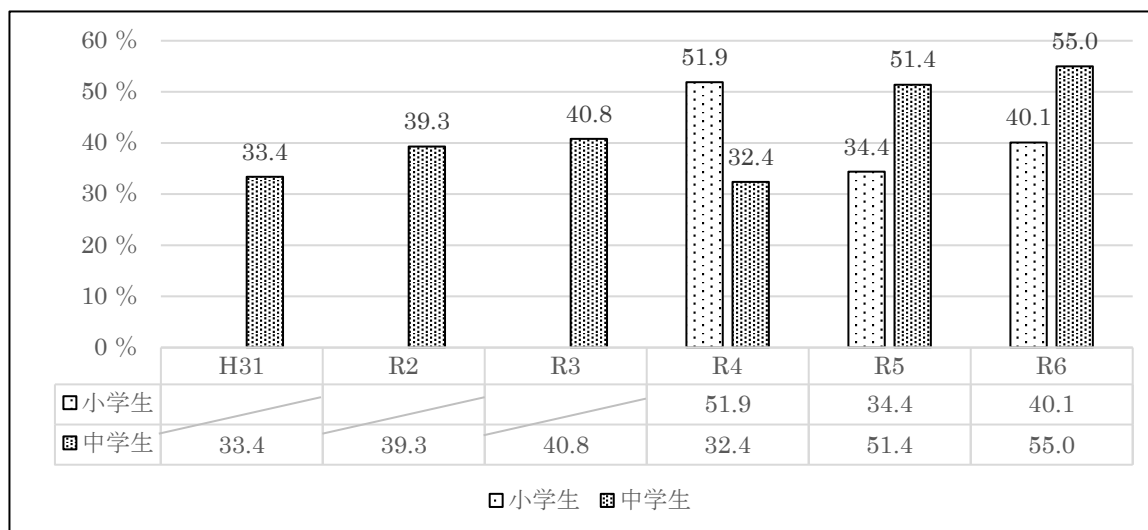
※ こども家庭庁「令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」から。

「スマートフォン」の項目については平成31年度から令和2年度までと令和3年度以降とは、対象範囲が一部異なるため、直接比較はできない。

(2) 電子書籍を読む子どもの増加

インターネットの利用が拡大し、電子書籍を読んだことがある児童生徒の数は増加傾向にあります。スマートフォンやタブレットなどの端末が広く普及したことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う巣ごもり需要、電子書店や無料アプリの普及、自治体による電子図書館の導入など、電子書籍に触れる機会が前期計画期間と比べて大きく増加していることが要因になっていると考えられます。

〔電子書籍の読書経験（宮城県）〕



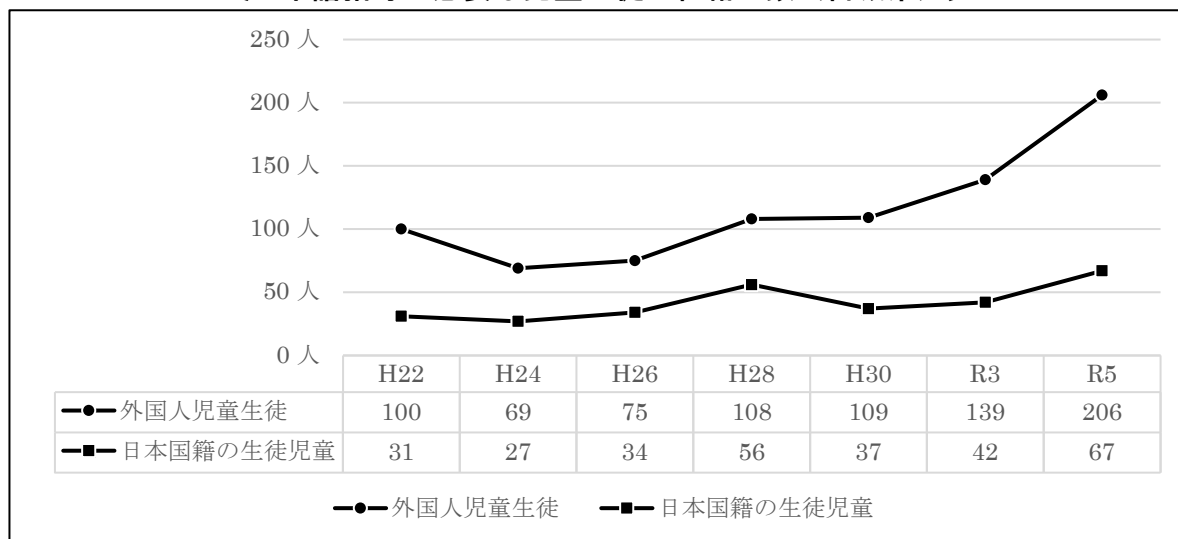
※ 宮城県「子供読書活動に関するアンケート調査結果」から

平成31年度から令和3年度までと令和4年度以降は調査範囲や回答項目が一部異なるため、直接比較はできない。

(3) 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や支援学級に在籍する児童生徒や、近年増加傾向にある日本語指導を要する児童生徒のように、読書をするのが難しい子どもたちに対応した読書推進の取組（読書バリアフリー法を踏まえたアクセシブル資料や電子書籍、多言語対応などの読書環境の整備）が求められています。

〔日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数（宮城県）〕



※ 数値は文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」から

第3章 基本方針

第四次計画の成果を引き継ぎ、子ども読書活動の一層の推進を図るため、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

1 対象者

計画の対象者は、乳幼児から中学生までの子どもとします。

2 目指す姿

計画の目指す姿を次のとおり定めます。

子どもに読書の習慣が身につき、
子どもが自ら本を選び、進んで読書に取り組んでいます。

3 成果指標と目標値

目指す姿の達成度合を測るため、成果指標とその目標値を次のとおり定めます。

成果指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考：県目標値 (令和10年度)
(1) 不読率	小学生	6.1%	5.5%	7%
	中学生	6.8%	6.0%	16%
(2) 1か月当たりの 読書冊数	小学生	16.0冊	17.0冊	13.1冊
	中学生	5.7冊	6.0冊	4.6冊
(3) 学校図書館の年 間貸出冊数	小学生	73.2冊	74.0冊	50.2冊
	中学生	12.2冊	13.0冊	7.3冊

4 基本的方策

目指す姿を実現するための基本的方策を次のとおり定めます。

(1) 読書文化の普及啓発

あらゆる機会を捉え、読書の楽しさや子どもの読書活動の重要性を普及啓発します。

(2) 読書機会の充実

子どもの成長過程に応じた読書機会を創出します。

(3) 読書環境の充実

子どもがいつでもどこでも自主的に読書活動ができるように環境整備に努めます。

(4) 関係機関との連携協力

家庭、地域、民間団体等と連携し、子どもの読書活動の推進に努めます。

第4章 具体的な取組

基本方針に定めた目指す姿を実現するため、本計画の期間内において、次の事項に取り組みます。

1 家庭における読書活動の推奨

- (1) 読書の楽しさや読書活動の重要性の啓発
- (2) 家庭における読み聞かせや家読^{※1}の推奨
- (3) 家庭教育支援チームとの連携

※1 家読（うちどく）

家族間でのコミュニケーションを図るため、家族で同じ本を読んだり、それぞれが読んだ本の感想を話しあったりする取組です。

2 健康診査や児童福祉施設等における読書活動の推進

- (1) 乳幼児健康診査、離乳食講習会等における読み聞かせや本の紹介
- (2) 保育所、児童館、子育てサポートセンター等における読み聞かせや本の紹介
- (3) ブックスタート^{※2}

※2 ブックスタート

0歳の赤ちゃんがいる親子に絵本をプレゼントし、絵本の読み聞かせ体験を通して親子の豊かな関係づくりを応援する取組です。

3 学校における読書活動の推進

- (1) 朝の読書運動^{※3}
- (2) ボランティアおはなし会等における読み聞かせ
- (3) その他の読書活動推進の取組（多読児童・生徒・学級の表彰、読書推進スタンプラリー、図書館まつり、読書感想画の募集、ブックトーク^{※4}、ビブリオバトル^{※5}等）

※3 朝の読書運動

読書の習慣をつけるため、授業が始まる前の時間を利用して、児童・生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読む取組です。

※4 ブックトーク

読書に興味を持ってもらうため、テーマを決め、そのテーマに関連する様々なジャンルの本を紹介する取組です。

※5 ビブリオバトル

発表者がお薦めの本を紹介した後、発表者と観客とで一番読みたくなった本を多数決で決める取組です。

4 学校図書館における読書活動の推進

- (1) 学校図書館と市立図書館の連携（学校司書の派遣、オンライン化、市立図書館の蔵書の学校図書館への展示）
- (2) 蔵書の充実（学校図書館図書標準の達成、古い資料の買い換え）
- (3) 授業支援等の充実

5 市立図書館における読書活動の推進

- (1) 図書館だより等で年齢層に合わせた推奨本の紹介
- (2) 発達段階に合わせた推奨本リストの配布
- (3) おはなし会や子ども向けイベント
- (4) 読書活動推進のイベント（ブックトーク、ビブリオバトル等）
- (5) 児童書及びヤングアダルト図書^{※6}の充実
- (6) 子ども向け展示コーナーの充実
- (7) 読むことが困難な子どもへのサービスの充実（LLブック^{※7}等）
- (8) 読書通帳の配付及び利用の普及
- (9) 移動図書館の小学校及び登録団体（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館等）の巡回
- (10) 学習スペースの設置
- (11) 図書館見学や職場体験の受入れ
- (12) 読み聞かせボランティアとの連携・支援

※6 ヤングアダルト図書

児童書から一般書への橋渡しとなる中高生向けの図書です。

※7 LLブック

知的障害や学習障害などがある人もやさしく読めるよう、イラストや写真、記号を多く使うなどの工夫がなされている本です（LLは、スウェーデン語の“Lättläst”の略で、「やさしくてわかりやすい」という意味）。

6 子どもの読書環境の充実

- (1) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (2) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (3) 地域人材との連携

(参考資料)

第四次計画期間における取組

令和3年3月に策定した「第四次多賀城市子ども読書活動推進計画」に基づき、次のような取組を実施してきました。

1 未就学児及びその保護者に対する読書推進の取組

(1) 各種健診の場や保育所等における読み聞かせ

市立図書館と健康課が連携し、離乳食講習会等で司書等による読み聞かせを実施し、読み聞かせの重要性のほか、その方法や楽しみ方を保護者に伝えました。

幼児健康診査の際には、待ち時間に自由に見てもらえるように50冊ほどの絵本を会場に置くとともに、保育士による親子遊びの指導や絵本等の読み聞かせを行いました。

保育所では、子どもが読書の楽しさを知り、言葉や文字に興味・関心を持ち、創造性を養うことを目的に様々な読み聞かせを実施しました。

ア 離乳食講習会等での司書等による読み聞かせ（市立図書館）

年度	回数
R3	12回
R4	23回
R5	25回
R6	24回

イ 健康診査等での保育士による親子遊び指導・読み聞かせ（子ども家庭課）

年度	回数	人数
R3	30回	402名
R4	12回	247名
R5	36回	744名
R6	33回	674名

ウ 保育所での読み聞かせ（公立保育所）

年度	日々の保育		ボランティア等		誕生会等の行事	
	延べ日数	冊数	回数	冊数	回数	冊数
R3	884日	15,220冊	5回	21冊	33回	66冊
R4	886日	15,090冊	5回	21冊	28回	52冊
R5	885日	15,090冊	0回	0冊	36回	55冊
R6	292日	4,450冊	2回	8冊	12回	24冊

(2) 各種健診の場や保育所等における本の紹介

子育てにおいて絵本が果たす役割の大切さを啓発するため、3～4か月児健康診査での絵本の紹介に加え、令和4年度からブックスタートを開始しました。

また、乳児から幼児までの発達段階に応じた3種類の推奨本リストを作成し、市立図書館や離乳食講習会等で配布しました。

保育所では、「保育だより」や市立図書館の「図書館だより」「うさちゃんだより」をととして年齢層に合わせた推奨本を紹介しました。

年度	健康診査等での 絵本の紹介及び ブックスタート の実施		離乳食講習会等での 推奨本リストの配付		公立保育所での保育だより等による絵本の紹介	
	回数	冊数	回数	人数	回数	人数
R3	24回	479名	-	-	31回	18冊
R4	23回	457名	12回	80名	17回	19冊
R5	21回	437名	13回	81名	27回	42冊
R6	20回	376名	13回	73名	12回	12冊

2 児童館及び子育てサポートセンターでの読書推進の取組

児童館及び子育てサポートセンターでは、本や読書に親しむ機会を増やし、情操豊かな子どもの育成を図ることを目的に読み聞かせ等を行いました。

(1) 児童館

年度	読み聞かせ						絵本の 紹介	絵本の 貸出し
	児童館職員		自主活動サークル やボランティア		図書館職員			
	回数	冊数	回数	冊数	回数	冊数	冊数	冊数
R3	119回	247冊	0回	0冊	0回	0冊	148冊	109冊
R4	116回	217冊	13回	56冊	0回	0冊	269冊	283冊
R5	42回	88冊	15回	74冊	0回	0冊	8冊	448冊
R6	33回	68冊	18回	90冊	0回	0冊	282冊	687冊

(2) 子育てサポートセンター

年度	読み聞かせ						絵本の 紹介
	センター職員		自主活動サークル やボランティア		図書館職員		
	回数	冊数	回数	冊数	回数	冊数	冊数
R3	289回	341冊	10回	51冊	12回	69冊	631冊
R4	336回	396冊	15回	57冊	12回	64冊	474冊
R5	332回	399冊	15回	66冊	12回	74冊	471冊
R6	296回	353冊	12回	71冊	11回	65冊	643冊

3 小中学校での読書推進の取組

(1) 朝の読書運動

全小中学校で朝の読書運動を実施しました。

また、令和3年度は朝の読書運動の際に学校支援地域本部事業のボランティアの協力を得て、小学校で読み聞かせを実施しました。令和4年度以降は、地域学校協働活動の枠組みの中、地域ボランティアや団体等の協力を得て読み聞かせを実施している小学校もあります。

(2) その他の取組

その他各小中学校において次のような独自の読書活動推進の取組を行いました。

- ・ 多読児童・生徒・学級の表彰、読書推進スタンプラリー、学級文庫の設置・充実、図書館まつり、推薦図書・新蔵書の周知、希望図書アンケート、図書委員による広報・企画、読書感想画の募集、ブックトーク、学校司書の読み聞かせ

4 学校図書館における読書推進の取組

(1) 学校図書館と市立図書館との連携

小学校の学校図書館では市立図書館からの学校司書の派遣及び市立図書館とのオンライン化が導入済みだったが、平成28年度から中学校でも導入し、市立図書館と連携した学校図書館の運営を行っています。

(2) 図書資料の充実（学校図書館図書充足率）

年度	多賀城小	多賀城東小	山王小	天真小	城南小	多賀城八幡小	小学校計
R3	104.8%	101.5%	82.6%	85.4%	96.3%	92.9%	93.8%
R4	112.7%	100.0%	84.4%	85.6%	99.2%	93.4%	95.8%
R5	110.7%	103.3%	81.5%	88.6%	108.4%	93.7%	97.5%
R6	112.1%	106.1%	80.9%	89.2%	94.7%	93.7%	95.8%

年度	多賀城中	第二中	東豊中	高崎中	中学校計	合計
R3	107.0%	86.9%	97.1%	83.2%	93.0%	93.5%
R4	105.9%	91.3%	99.3%	86.3%	95.2%	95.5%
R5	100.2%	93.5%	90.8%	85.8%	92.6%	95.4%
R6	106.0%	91.6%	85.8%	86.9%	92.7%	94.5%

(3) 市立図書館の蔵書の配置

学校司書を通じて市立図書館の蔵書を学校図書館に一定数展示し、図書資料の有効活用を行いました。

(4) 先生方への授業支援サービスの充実

学校司書を通じて授業で使用する図書資料の収集、提供等に努めました。

3 市立図書館における読書推進の取組

(1) おはなし会の開催

大型絵本やボランティアが作成した布絵本を用いたり、また、手遊びをしたり、音楽の演奏を絡めた演出をしたりするなど、乳幼児から楽しめる雰囲気づくりに努めながら、おはなし会を開催しました。

年度	職員	読み聞かせボランティア団体		
	回数	活動団体数	開催回数	延べ参加人数
R3	71回	3団体	35回	335人
R4	85回	3団体	51回	430人
R5	87回	3団体	46回	388人
R6	87回	3団体	46回	370人

(2) 子ども向けイベントの開催

司書の仕事を体験する「キッズ司書講座」、音楽の演奏とともに読み聞かせを行う「音と絵本のおはなし会」など、様々な子ども向けのイベントを開催しました。

年度	回数	参加者数
R3	43回	1,303人
R4	42回	789人
R5	61回	1,812人
R6	67回	2,200人

(3) 市立図書館展示コーナーの充実

子どもの興味を引くようなテーマに沿った本をキッズライブラリーに展示しました。

(4) 子ども向けコーナーの充実

児童書やヤングアダルト図書の充実を図りました。

年度	児童書	ヤングアダルト図書
R3	82,839冊	9,635冊
R4	85,520冊	10,059冊
R5	87,255冊	10,369冊
R6	88,752冊	10,725冊

(5) 読書通帳の配付と利用の普及

市立図書館の新築移転に伴い導入した「読書通帳」を中学生以下の市民に無償配布したほか、記帳満了者を対象に市立図書館長賞を授与するなど、読書を通じた楽しみの創出に取り組みました。

年度	無償配付数
R3	858冊
R4	904冊
R5	871冊
R6	858冊

(6) 移動図書館の巡回

市内小学校のほか、登録団体（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館等）を移動図書館が巡回し、子どもが多くの本と出会う機会を作りました。

ア 小学校巡回貸出冊数

年度	多賀城小	多賀城東小	山王小	天真小	城南小	多賀城八幡小	合計
R3	780冊	990冊	1,185冊	978冊	2,626冊	785冊	7,344冊
R4	457冊	1,669冊	632冊	398冊	1,672冊	631冊	5,459冊
R5	634冊	1,337冊	381冊	616冊	2,407冊	802冊	6,177冊
R6	387冊	446冊	188冊	838冊	1,576冊	1,093冊	4,528冊

イ 登録団体巡回貸出冊数（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館等）

年度	登録団体
R3	14,611冊
R4	14,676冊
R5	14,250冊
R6	14,743冊

(7) 学習スペースの充実

子どもが図書資料を用いて調べ学習を行えるように、子ども同士や親子で学習ができる優先席を設けました。

(8) 図書館見学・職場体験の受け入れ

図書館見学ツアーや中学生、高校生等の職場体験の受け入れを積極的に行いました。

・ 市内小中学校の見学受け入れ

年度	回数	人数
R3	3回	294人
R4	4回	248人
R5	7回	437人
R6	6回	547人

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

読書三到／中国・宋代の儒学者朱熹（朱子）の読書訓

書を読んで真意を悟るには三つの秘訣がある。

第一は口到で、口でよく読むこと。

第二は眼到で、目でよく見ること。

第三は心到で、心で読むこと。

すなわち、精神を統一して書物に集中し

この三つを守って熟読することである。

（故事ことわざ辞典より）

第五次多賀城市子ども読書活動推進計画

令和7年11月

編集・発行 多賀城市教育委員会事務局生涯学習課
〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号
電 話 022-368-2444
F A X 022-309-2460
E-mail gakusyu@city.tagajo.miyagi.jp